

**FUJIFILM**

FAX、プリンター、スキャナー、コピー  
1台4役のApeos

※カラーコピー機Apeosrシリーズ

(カラー・白黒併用機)

\*その他OA機器の販売・サービス

お問い合わせは

富士フイルムビジネス

イノベーションジャパン株式会社

成田営業所

成田市花崎町969住友生命成田ビル7F

(0476)22-7211

月刊

税務・会報情報紙

**ブルー成田**

TAX-INFORMATION

第 445 号

発行人

一般社団法人

成田青色申告会広報委員会



成田市囀護台1-2-12

電話0476 (22) 2210 (代)

FAX 0476 (24) 2219

http://www.narita-aoiro.or.jp

※当会をご利用の方は必ず事前予約をお願いします。マスク着用をお願いします。



## 着任のご挨拶

成田税務署長 山本 忠成

残暑の候、一般社団法人成田青色申告会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年 7 月の人事異動で、税務大学校総合教育部から転任してまいりました山本でございます。この一年どうぞよろしくお願いいたします。

片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、各種事業活動や広報活動を通じて青色申告の普及・育成活動に取り組んでいただくとともに、管内の小学生を対象とした租税教室への講師派遣、加えて確定申告期における青色コーナーでの従事など、税務行政に対しまして多岐にわたるご支援を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、税務行政の DX の更なる推進やインボイス制度への取組においては、事業者のデジタル化に向けて会計ソフトを使用した記帳・帳簿保存を一層推進していくことが、極めて重要であると考えております。

各署で実施する記帳説明会や、貴会の各種事業活動を通じて、記帳・帳簿等保存制度の定着、会計ソフトを使用した事業者のデジタル化を図っていきたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、成田税務署では、本年 7 月 10 日から複数の税務署の内部事務を集中処理する「内部事務のセンター化」が始まりました。申告書及び届出書等を郵送で提出される場合は、「東京国税局業務センター千葉西分室」宛てに送付していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人成田青色申告会の益々のご発展、会員の皆様とご家族のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



清水副署長



佐藤副署長



岩谷総務課長



小高個 1 統括官



吉澤広報広聴官



黒木広報広聴官



松田指導上席

## 税理士による税の無料相談会

税に関する悩み事、不安なことがある方、何でもご相談ください。専門家が貴方にお答えいたします。是非ご利用ください。

記

一、日時 令和 7 年 9 月 10 日(水)

二、会場 成田青色申告会館

三、担当税理士

千葉県税理士会成田支部

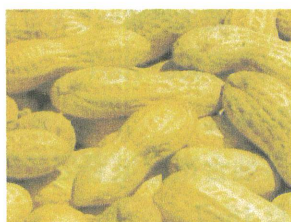
長谷川 希味子 先生

四、相談要領 完全予約制です

相談者のご住所、お名前、相談分野を簡単に事務局までご連絡ください。締切 9 月 5 日

談分野を簡単に事務局までご連絡ください。締切 9 月 5 日

八街市落花生の  
推奨品種  
「千葉半立」



落花生はこだわりの

**天日干し**

—— ならではの美味しさ。

●千葉県優良推奨落花生認定店●八街市優良特産落花生認定店

落花生製造・販売 寺嶋商店

〒289-1133 千葉県八街市吉倉 627-1

電話 043-445-5419 FAX 043-445-3386

御商談・御宴会・御食事

**ひかたや支店**

〒286-0033 千葉県成田市花崎町538

TEL 0476-22-0622(代)

FAX 0476-22-0569

千葉県青色申告

文書収受

※青色申告の数々の特典には青色申告会の運動によってできた税制や社会保障制度が数多くあります。



※ 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

| 合計所得金額<br>(収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))             | 基礎控除額     |         | 改正前  |
|----------------------------------------------|-----------|---------|------|
|                                              | 改正後 (注1)  |         |      |
|                                              | 令和7・8年分   | 令和9年分以後 |      |
| 132万円以下<br>(200万3,999円以下)                    | 95万円 (注2) |         | 48万円 |
| 132万円超 336万円以下<br>(200万3,999円超 475万1,999円以下) | 88万円 (注2) | 58万円    |      |
| 336万円超 489万円以下<br>(475万1,999円超 665万5,556円以下) | 68万円 (注2) |         |      |
| 489万円超 655万円以下<br>(665万円5,556円超 850万円以下)     | 63万円 (注2) |         |      |
| 655万円超 2,350万円以下<br>(850万円超 2,545万円以下)       | 58万円      |         |      |

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

改正の概要

左記のとおり所得税の基礎控除の見直しが行われました。この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。



- 10日 税の無料相談  
12日 六団体長会議  
29日 東京地区ブロック大会  
29日 食品衛生協会 PR

名刺交換会開催される



7月28日（月）第2回理事会終了後成田税務署より山本署長、清水副署長、小高個1統括官、松田指導上席にご出席いただき当会役員との名刺交換会を行いました。令和7事務年度よろしくお願いいたします。

令和7年7月末日現在の会員数 3,050名

— 月額保障×サービスでつくる —  
新しい形の医療保険  
**REASON**

引受保険会社  
**Aflac アフラック**  
募集代理店 株式会社 仲亀  
〒285-0025 佐倉市錦木町1-9-25  
お問い合わせ先 0120-25-9188

パソコン用会計ソフト =会員限定=  
**ブルーリターンA** 価格 33,000円（税込み）  
（保守料3年分 13,200円を含む）  
青色申告特別控除 65万円の適用要件に「イータックスによる電子申告」または「電子帳簿保存」が追加されました。ブルーリターンAは追加要件にも簡単に備えることができます。

『経費節減』

自動車保険料を節約

青色申告会の会員さん、その従業員の方

**会員割引 10%できます**

お問い合わせは（一社）成田青色申告会

元受 関東自動車共済（協）

代行 関東共済 O.K.エージェンシー

TEL 0476-20-2545

株式会社 **ソニックツアーズ**  
〒105-0012  
本社 東京都港区芝大門1-3-9  
芝大門第一ビル9階  
TEL 03-5403-7331  
〒983-0842  
仙台支店 宮城県仙台市宮城野区五輪2丁目15-7  
TEL 022-295-7687

※今年度当会のブルーリターンA販売はまもなく終了です!!